

# 公務員は 「全体の奉仕者」 です

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、  
一部の奉仕者ではない。—— 憲法 第15条より

— 大企業に奉仕する行政への変質は許せません —



**国公労連** (日本国家公務員労働組合連合会)  
東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14  
TEL 03-3502-6363 FAX 03-3502-6362 <http://kokko-net.org/kokkororen/>

## 政府の「公務員制度改革」で ホントに『天下り』がなくなる??

安倍首相は、「戦後レジーム(体制)からの脱却」の柱として、憲法「改正」とともに「公務員制度改革」をすすめています。そこでは「天下り」規制を大々的に宣伝していますが、本当に「天下り」はなくせるのでしょうか?

### 官製談合など不正の温床となる 官民のゆ着を拡大

高級官僚が、役所の権限を背景にいくつもの「天下り」先を渡り歩き、それが官製談合などゆ着・不正の温床になっていることは大問題です。

政府は、各府省の再就職あっせんを禁止して「官民人材交流センター」に一元化し、現職と利害関係がある企業などへの求職活動を規制するから、「天下り」はなくなると言います。

しかし、「交流センター」を利用すれば、離職後2年間は再就職することができなかった利害関係企業にも直接就職できるなど抜け道だらけで、「天下り」は自由化、合法化されます。

また、「交流センター」は民間からの人材登用にも活用されます。公務と民間の垣根を限りなく低く

して、人材交流を拡大しようというのです。これでは、公平・公正・中立に行われなければならない行政、公共サービス提供の目的が歪められる危険性があります。

役所が退職勧奨を行い、公務員を再就職させることを前提とするのでなく、全体の奉仕者として定年まで働けるシステムに改善すべきです。



## 政府・与党の「公務員制度改革」

# 財界による 行政の乗っ取りが ねらいです

## ● 国民サービスを切り捨て ● 行政を儲けの対象に

「構造改革」路線が進められるなか、公務の民間開放が際限なく拡大しています。

財界・大企業は、グローバル化のもとでもいっその利益拡大を追求しています。そのため、国の役割を防衛や外交、徴税などに限る一方、「市場化テスト」などによって行政全般を企業の儲けの対象にすることを求めています。

経済同友会の「中央政府の再設計」という文書では、人材の流動化や競争原理の導入による官僚改革として、公務員を政権党の政策（マニフェスト）達成度で評価するとしています。そのマニフェストは、財界の「通信簿」によって政治献金という形で評価されます。

これは、公共の福祉や国民の権利保障を目的とする行政から、民間企業の儲けに奉仕する行政への転換、つまり財界による行政の乗っ取りと言えます。



## ● 働くルール=労働基本権の確立は ● 公務の公正・中立性と一体です

公務員も賃金で生活している労働者です。憲法第28条は、すべての労働者に労働基本権を保障し、労働条件は労使対等の交渉によって決定することが基本としています。これは、国際的にも常識です。

しかし、今回の改革では、公務員の労働基本権回復を先送りしたまま、「能力・実績主義の人事管理」として政府・使用者の権限が一方向的に強化されています。

公務は、営利目的の企業とは違った特性があり、すべての国民に公共サービスを公正・中立・効率的に提供するため、基本的に組織のチーム力で運営されています。やみくもに競争を求めたり、民間企業でも問題点が指摘されている「成果主義」の導入が、本当に公務の効率化につながるのでしょうか。

採用試験で将来の処遇まで決定されるような現在の特権的な官僚制度こそ、直ちに直すべきです。公務の公正・中立性を確保するためにも、公務員の働くルール=労働基本権の確立が必要です。



## 国民のための 公務員制度へ

私たちが公務員制度改革は必要だと考えています。公務・公共サービスをより公正・中立に、また効率的に進めるためにはどういふ制度がいいのか、幅広い国民的な議論を呼びかけます。

